

議会運営委員会 会議録

=====
日 時 令和5年6月20日（火曜日）
午前10時52分開会、午後0時14分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項
 - (1) 議会基本条例の見直し（基本条例第25条1項）について
 - (2) 発言の取消しについて
 - (3) その他
- 5 閉 会

出席委員（7名）

委員長	吉田	千鶴子
副委員長	目黒	英一
委 員	小坂	博
委 員	下村	壽郎
委 員	矢口	勝雄
委 員	田中	義法
委 員	菅井	歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長	島岡	宏明
副議長	鈴木	一彦

事務局職員出席者

局 長	櫻井	良哉
次 長	天貝	健一
次長補佐	小野	聡
主 査	津久井	麻美子

主 査 松本 裕司
主 幹 高橋 陽平

傍聴者（0名）

○吉田委員長 ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「ありません」との声あり)

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 今日は予算決算委員会の終わった後でお疲れのところ、今回はアンケートを提出いただいた件で、御協議いただくために、皆様方早々にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今回議会運営委員会にお諮りしました議案に対して勉強のつもりで、2人は参加していただきたいなということで、しっかり勉強していただきたいと思います。

○吉田委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項1 議会基本条例の見直し基本条例第25条1項について、協議をお願いします。資料1を御準備願います。復帰された議員を除く、2期生以上の議員、14名からアンケートを提出いただいた結果を基に検証してまいります。なお、検証した結果、今後対応を要する事項がある場合には、その対応策を御協議いただき、議会運営委員会の検証結果として全員協議会で報告し、意見を求めた上で、ホームページに公表する流れになります。では、検証する項目は43項目ございますので、途中で区切りながら進めたいと存じます。では、事務局からまず第4条の説明を願います。

○天貝議会事務局次長 それではまず資料の見方について簡単に御説明させていただきます。上段の表が皆様からいただいたアンケート結果をまとめたものでございまして、それぞれの検証項目に対する14名のA B C D評価の割合等の集計結果を記載しまして、その右側の欄がその評価に至った理由や意見等を記載したものです。下段の表矢印の下下段の表ですけれども、こちらは14名の評価をもとに、土浦市議会としての評価を、取りまとめまして、その右の欄にその評価に至った代表的な理由検討の要旨を記載するものです。そして評価した結果、今後対策または対応が必要と判断される場合には、一番右側の検証結果案の欄に対策等を記載しまして、今期4年間で基本条例の趣旨にのっとり活動するよう努めていくというものでございます。本日、取りまとめる下段の表につきましては、今委員長からお話ありましたように、最終日の全員協議会で全議員に報告し、意見を求めた上で、ホームページで公表するという流れになります。ではまず、第4条議会の活動原則の7つの項目について検証してまいります。こちらの議会全体の活動原則を明確にしているものです。第4条につきましては、まず1号ですけれども、市政における意思決定機関であることから、公平性透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めたかという検証も項目につきましては、評価、皆様の評価はAとB、すなわち十分達成できた、またはおおむね達成できたという方がそれぞれ57パーセント、43パーセントいたということでございまして、その元となった理由意見等については、こちらに記載のとおり、委員会会議録のネット上での公開をやったと。また、議会が一番基本とすべき点であり当然だろうと。それからBの評価の方の中では、コロナの影響で市民との直接対応ができなかったという記載がございます。これについて下段の表の1号の部分ですけれども、こちらの事務局としての案でございますので、そうじゃないだろうという場合には後ほど御協議いただきたいと思っております。事務

局の案としては、AとBの評価がすべて占められてますので、おおむね達成できた要するにBの評価でよろしいのではないかというような内容でございます。代表的な意見については、記載の2点を記載してございます。そして検証結果は空欄でございまして、これはおおむね達成できているということでもありますので、特段対応等の必要はないんだろうということから、空欄としたものでございます。続きまして2号です。2号は、市民の多様な意見を市政に反映させるため、市民の意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言を積極的に行ったかというような項目でございまして、おおむねAとBの方が多いいということで、これについては政策討論会を行ってプレミアム商品券を発行の検討した討論したということからこういう結果になってるものと思われま。下の下段の表ですけれども。そうしたことから評価はおおむね達成できたという案でございます。記載の意見等についても討論会でのことを記載してございます。こちらについても実績がありますので対応策をとる必要はないだろうというものでございます。そして3号です。上段の表です。議決責任を深く認識し市民に対して積極的に情報を提供するとともに説明責任を果たしたかということで評価の方は、Aが7名、B5名、Cが2名ということでございますので、事務局案ではおおむね達成できたという評価をしてございます。これについては報告会を実施したり議会だよりを発行するなり、説明責任を果たしてきたといえるかと思ひます。続いて4号です。市民にわかりやすく傍聴及び市長の意欲を高める議会運営に努めたかという項目については、皆様の評価はAが7名、Bが2名、Cが5名ということで、Cが5名いらっしゃるということです。これについては、事務局の案としては今後努力を要するという案でございまして、意見は特に記載はしておりませんが、検証結果案ということで、一般質問においてディスプレイに資料等を映し、わかりやすい議会運営に努めると記載してございます。これは今年度実は議場の中にモニターディスプレイを増設する予算をがついてございます。そのディスプレイに皆さんのタブレットを接続して、一般質問の時に参考資料、もしくは画像を参考となる画像アップでするようなことを考えてございますので、このように対応案を記載したというものです。続いて5号です。市長等の市政運営状況を監視し、及び評価する機能を果たしたかという設問に対してはおおむねB以上の評価になっているというものでございますので、おおむね達成できたという評価をしてございます。これは執行部が提出する議案や報告を当然議会で審議したり、それから掲出決算の審議をしておりますので監視機能の役割を果たしているといえるかと存じます。続いて6号です。言論の府であることを認識し議員相互間の討論を中心とした議会運営に努めたかということでございます。皆様の評価はAが7名、Bが2名、Cが5名ということで、評価は分かれています。ここで意見の方では、政策討論会で行った討論を記載しておりますけれども、確かに政策討論会でも討論は行われました。ただし本会議での議員間の相互の討論というのがまだまだできてないということもございまして、事務局案としては、今後努力を要するという記載としてございます。検証結果案については本会議における議員相互の議論を尽くすよう努めるということでして具体的には、今後研修をする中で議員間の討論というのを盛り込んでいきたいというふうに、現状では考えてございます。それから

7号です。条例等について不断に見直しを行ったかということですが、評価の方は様々割れてる状況ではありますけれども、実際4年間みてみますと、必要に応じて委員会条例を改正したり、会議規則を改正したりは行っております。ただ基本条例の改正を行っておりませんが、その都度行っておりますので事務局としてはおおむね達成できたでよろしいのではないかと考えております。検証結果案についても、今後についても必要に応じて見直しを検討すると。いうところでございます。4条につきましては以上でございます。

○吉田委員長 御意見があれば、お伺いしたいと存じますが、それでは1点、ちょっと確認をさせていただきます。先ほど次長の方から本年度モニター、いわゆるディスプレイの購入、予算がついてるよという状況はお話を伺いましたが、どんな形で今想定をされているのかということと、それを活用するにあたって、研修視察等も。これは議長の御判断によるわけですが、その辺を議会運営委員会としてね、そういったことも必要なのかなというふうにはちょっと私自身ちょっと感じてるんですがまず、どんな状況に、を考慮してもらえるのかお伺いをしたいと存じます。

○天貝議会事務局次長 県内でいいますと、取手市はもうこのディスプレイに資料をアップするというのを導入しておりまして、まだ全国的に見てもそんなに多い件数はありませんけれども、ちらほらの事例があるということでもあります。開かれた議会、市民にわかりやすい議会運営という意味でも、やはり言葉が言論の府でありますので議会は当然なんですけども、それに加えて、やはり興味を持たせるために映像を投影するってのも重要かと思えます。現状見ますと皆さんが一般質問をやる際に資料等を登壇して見せるとか、あとはボードを作って見せるとかされてますけれども、それを今度はディスプレイ上に映すというようなイメージでお考えいただければいいと思います。これについていろいろルールを作る必要があるかと思えますので、他市の状況を調査するという必要性がありますので、議会運営委員会でそういった先進地視察も良いのではないかなとは思っております。以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。そう多くはないけれども始まっているところもあるということと、ルールづくりが必要だという、ここが肝心だなというふうに私も議運に課せられてくるという状況があるのかなというふうに思いましたので、こういうことを含んだ研修視察ということも、今後考えていきたいかなというふうに思った次第でございます。その他ございますか。

○矢口委員 事務局の方でよくやっていただいたなと思えます。今後努力を要するという箇所には、どのような努力をしていくかっていうのが明確になってるんで、とてもいいと思います。以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。その他なければよろしいでしょうか。これで第4条につきましてはこのとおりとさせていただきたいと存じます。続きまして、第6条及び第7条について説明を願います。

○天貝議会事務局次長 それでは6条7条と続けて御説明いたします。6条につきましては、委員会の活動原則を規定している条ということになりまして、4項でございます。

第1項です。委員会は多様な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、機動的に開催するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を発揮するよう運営したかという項目に対しまして、大方の方がA評価と、十分達成できたというものでございますので、下段の検証の評価ですけれども、事務局案としては十分達成できたがよろしいかと思えます。意見につきましても上記で記載されてる良好な運営できたとか、学校統廃合の件で、臨時的に文教厚生委員会開いたりしてますので、そういった実績をこちらに記載しているというものです。続きまして2項です。委員会での審査にあたっては委員間討議を重視し、資料等を積極的に提供しながら、市民に対してわかりやすいように努めたかという項目に対しましては、やはり大方の方がA評価という内容でございます。傍聴者がいたことはありましたが、議事録には議論の過程がわかりやすいように、発言に努めたということで、事務局案としては十分達成できたという評価でございます。若干の気になるところが、こちらにやはり委員間討議を重視するという項目でございまして、確かに委員会でも皆様いろいろ執行部に質問したり、自分の御意見を多々発言されております。しかしなかなか委員間で、いやそうじゃないだろうとかそういった議員、委員間討議までなかなか発展してないのかなっていう部分があります。議論が分かれるような議案がなかったというのも一つあるかと思えますけれども、その辺がちょっと事務局としてどうかなという部分がございます。続きまして3項です。委員会は市民からの要請があるときは、審査の経過等を説明するとともに、必要に応じて意見を交換する場を設けるよう努めたかという設問ですけれども、これについては、十分にできたという方が7名、その他意見が割れているという状況ですけれども、前期は総務市民委員会で審査の経過の説明を求めたり、求められたり、意見交換を求められたりございました。2回ほどございましたので、実績はございます。ただ他の委員会の方はそれを承知されてなかったということもあろうかと思えますので、その結果評価が割れたということであろうかと思えます。そうしたことから事務局案としては十分達成できたということによろしいかと思っております。4項です。委員会での審査経過と審査結果は委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の質疑に対して責任を持って答弁を行ったかということで大方の方がA評価、十分達成できたということでございますので、下段の表も十分達成できたという評価になってございます。第7条危機管理です。議会は災害等の不測の事態が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民及び地域の状況を的確に把握し、市長等に対し速やかに必要な要請を行ったかということでございます。こちらについても評価が割れてはおりますけれども、下段の表では、おおむね達成できたという評価で、令和元年台風10号、19号の際に各議員が避難所に赴くなど、必要な物資等の要請を行ったということで実績があるということで、このような評価とさせていただきます。説明は以上です。

○吉田委員長 それでは議員の皆様から、6、7条につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 今説明にございました、委員間討議、いわゆる討議の場は議論する、そ

ういう分かれるような議論が議題がなかったということもあったのかというふうには思いましたけれども、なかなか本議会、そういったところでの、どのように進めていくイメージがですね、なかなかちょっと掴みにくいというのは私がちょっと素直にちょっと感じているところなんです、討議をするということ、そのイメージというか、その辺も含めて何か先進地の事例があればなというふうには。ちょっとこれは意見でございますが、感じているところでございます。その他、なければ、6、7条はよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○吉田委員長 ないようでございますので、このとおりとさせていただきます。続きまして、8条から9条まで説明を願います。

○天貝議会事務局次長 それでは8条につきましては今度議員の活動原則それから個々の議員の活動原則の条になってございまして5項目ございます。1号が、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議、また自由討議になりますけれども、重んじたかということにつきましては評価がやはり分かれているということでございますので、下の評価は、今後努力を要するというふうにしてございます。やはり、全員協議会では達成できてるが議場内ではまだ達成できてないというような方がいらっしゃいました。検証結果案ですけれども、本会議における議員相互の議論を尽くすよう努めるといような対策になります。続きまして2号です。議案対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら作成するため、議案を提出することを、議員の重要な役割ととらえ、積極的な調査研究活動をしたかという項目に対しましては、Aが4名、B5名、Cが5名と割れた状況でございます。委員会提出議案とか出されてまして、それは国県への意見書の提出というのがほとんどということでございまして、なかなかこの4年間では他の政策的なものはなかったという状況がございまして、事務局の評価としては今後努力を要するという評価としてございます。代表的な意見としては記載のとおりでございまして、これに対する検証結果ですけれども、議員の要請に応じて執行部から提出された実績はあるものの、議員自ら提出するように努めると。これについてはいろいろな議員側から執行部へ要望がされてます。それによって予算が組まれたりとか、議案が提出されてますので執行部から要請に応じて、実績はあるんだよという一応記載でございまして。続きまして3号です。市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより市民の代表としてふさわしい活動をしたかということでございまして、おおむねの方がB以上ということでございますので、下段の表ではおおむね達成できたことを記したものです。続いて4号です。特定の地域団体及び個人の事案解決だけでなく、市民全体の代表としてその福祉の向上を目指して活動したかというものに対しては、10名の方がA評価ということでございますので、下段では十分達成できたとしてございます。続いて5号です。議会活動について市民に対して説明責任を果たしたかというものに対しては、Aが9名、BCはそれぞれ3名、2名ということでございます。これについて意見の中で、私自身は活動報告書を作成し積極的に配布する、また会合に出席した際には市政の報告をするな

どに努めたよという記載があります。事務局案では十分達成できた、そして今の意見を主な理由とさせていただきます。次に第9条会派に関わる条文です。そのうちの2項目ございまして3項は、会派は政策の立案及び提言を行うための調査研究等を積極的にを行うよう努めたかというものに対しては、A Bの方が大勢を占めておりますので、評価としてはおおむね達成できたと。理由としては市長に対して政策要望書を提出したんだよというものです。4項です会派は政策立案、政策提言、政策決定等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めたかというものに対しましては、評価は分かれているというところでありまして、Bのおおむね達成できたという方が8名いらっしゃいますので、下段ではおおむね達成できたというふうに記載したものでございます。説明は以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは、御意見等ございましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでしたらこれでよろしいのでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 続きまして10条から13条を説明願います。

○天貝議会事務局次長 それでは第10条こちらは議員の政治倫理という条になります。1項です。議員は、市民全体の代表者としてその附託にこたえるため、高い倫理性が求められていることを常に自覚し、品位を持って行動したかというのに対しまして、Aが8名、Bが6名ということでございますので、下段ではおおむね達成できた、行動したということでございます。続いて11条の市民参加という条文では4項目ございます。議会は市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たしたかというものに対しては、Aが8名、Bが5名でございます。そして意見の中では議会報告会は方法内容等改善を要すると思うという方もいらっしゃいました。下段の評価では、おおむね達成できたと。これについては議会報告会を行っておりますので、そういう評価でよろしいかと思えます。意見の中で、先ほどの内容改善を要するというを一応記載させていただきました。検証結果案としては市民へのさらなる情報発信に努めるというふうにしてございます。続いて2項です。議会は請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、その調査及び審議においては、これらの提案書の求めに応じ、または議会自ら意見を聞く機会を設けたかというものに対しては、意見が分かれています。これにつきましては、事務局の考えでは、請願陳情者が意見陳述をしたいよという場合には、各委員会で意見を述べてもらっておりますので、十分実績はあるかと考えております。ただし、この条文の後半の議会自ら意見を聞く機会を設けたかと言われるとどうかなという部分はございますけれども、そういったこともありまして下段ではおおむね達成できたとしておりますけれども、個人的には十分達成できたでもないかなというふうには考えるところです。続いて3項です。議会は公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的及び政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めたかというものに対しましては、こちらも非常に意見が割れているというところがございます。この

条文に対しては、専門的識見が必要となった場合に、参考人を招致したりする必要がある場合に活用できる制度だというふうに事務局では考えてございます。震災があった直後、放射能の関係でいろんな請願陳情が出されました。そのときに、放射能の専門的分野の方を参考にと承知して、実際に行ったことがあります。おそらくそれ以降はないのではないかなと私も思っているんですけども、やはりそういった専門的識見が必要だという判断した場合に使う制度でございまして、必ずしも使わなくてはいけないというものではありませんと私は考えております。これに対する評価は今後努力を要するとしてございますが、私個人的にはここは該当なしでも、そういった事案がなかったということで該当なしでもいいのではないかなという思うところはあります。ですが一応皆様の御意見を割れてるということで、今後努力を要するとしたところでは、そして代表的な意見としては、開催していない今後必要と考える。そして検証結果については必要に応じて制度活用を努めると記載したものです。続いて4項です。議会は議会報等の多様な手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めたかというものに対しては、大方、AとBで占めているということでございますので、下段ではおおむね達成できたとしております。ただ主な理由ですけれども、議会報は議員がさらに積極的に編集作業に加わる必要を感じるというものを採用してございます。続きまして第13条議会報告会です。議会は説明責任を果たし、また市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が情報及び意見を交換する議会報告会を行ったかというものに対しては、Aが2名、Bが8名おりまして、Bについてやはりコロナ禍で対面での開催ができなかったということから、Bにした方が多いという状況です。そしてCをつけた方が4名いらっしゃいまして、やはりオンラインでの報告会を開催したためというような評価になってございます。そうしたことから、下段の表では評価がおおむね達成できたというふうにしておりますけれども、やりたくてもやれなかったという状況がありますので、個人的には十分達成できたでもよろしいかなというふうには感じているところです。説明は以上です。

○吉田委員長 御意見ございますでしょうか。

○目黒副委員長 11条の1項のところですね。おおむね達成できたところで。現状この中でずっとオンラインの議会報告会であったんですけども、先月市長と土浦を語る会でしたっけ各公民館で行って、私も2ヶ所ほど参加させていただいたんですけども、思った以上に市民の方の御意見が多岐に渡って、本当にいろんな皆さん考え持ってらっしゃるっていうのわかりましたし、私も本当に4年間、1回だけ市民の方との議会報告会と、あとはもうずっとオンラインでしたので、そういう今までどうだったのかってのはちょっと。想像できないんですけどもでもこないだの市長と語る会に参加させていただいてきて、こうあるべきなんだなっていうのがすごく印象に残ったというかすごくもう刺激になりまして、今後はいった形での議会報告会もああいうふうな形で、行われればいいんじゃないかなっていうふうに思いましたので、この市民へさらなる情報発信に努めるっていうところは、そういったことも含めて、御検討いただけたらなって思いました。以上です。

○**下村委員** 議会報告会っていうのは、私たちに執行部側の執行権があるわけですよ。私たちは執行権がないということで、受入れるだけで意見を受入れるだけになってしまうというところが、あってですねなかなか議論に至らない。そういったことが、あるんだらうというふうに感じられます。そういう中で議会報告会のあり方っていうのかな、検討していかなければいけないんですけども、議会報告会そのものの開催方法っていうのかな仕方、これをやっぱり調査研究していかないと、我々議員が。北海道のちっちゃな町であっても、やっぱり議会報告会っていうのは、それなりの大学の先生なりを、迎えてですね、議会報告会の開催の仕方、或いは情報音の提供の仕方、意見の求め方、こういったことを研究してるところがありますので、議会としてはやっぱり議会報告会をただやればいっていいっていう今の開催の仕方では多分市民に我々の情報の伝え方っていう情報我々伝え方がちょっと違うのかなというふうに感じてます。それともう一つね、議会側は市の執行部側の行っている政策を、情報として提供する場ではないんだらうというふうには私は感じてんです。私たちの議会が例えば、議論した結果を、中でこんなことがありましたとか、或いは視察に行ってきたらこんなことがありましたとか、委員会ではそういうその説明ができる、情報提供ができるんだけど、私たちが執行部がやってることに対して、いやそれは違うんですよってことは言えない。そういったこともあるのかなというふうに思います。ですから、ただ単純に議会報告会をしましよっていうことではなく、我々が持ってちょっと開催の仕方を調査研究して、よりよいものを求めていくと、進歩してかなきゃいけないのかなというふうに感じております。以上です。

○**吉田委員長** ただ今の目黒議員、そしてまた下村議員のお話はやはり議会報告のあり方、仕方、情報の伝え方、市民へのそういったことが求められているし、またそういったことをしっかり調査研究して、どのように今後新しいというか、そういう取組ができるかというところが大事だよというお話だったかと思えます。それで、今ありました11条の1項、おおむね達成できた、議会報告会は方法内容等改善を要すると考える。そして検証結果案として、市民へのさらなる情報発信に努めると、ここに留めてあるわけなんです、ここに何か加える文言等々がございますれば、そこをちょっとお伺いっていうか、ありますでしょうか。これでよければ、この文言で今の内容をしっかり含んでいくという、そういう状況でよろしいのか。下村委員、何かございますか下村委員。

○**下村委員** その検証結果のところの、例えば11条の1のおおむね達成できた議会報告会の方法、内容等って改善をする要すると考える。だけど市民へのさらなる情報発信に努めるっていうのは、情報発信の内容は別にして、情報発信のなんていうんですかね、一つのか、何ての発信するものを多極化するっていうのかな。そういう発想発信の仕方なのか、これは市民へのさらなる情報発信に努めるっていうのは、内容を濃くするのかっていうそういう話なのかちょっと内容の濃さは出てこない気がするんですよ。というのは、どこの議会でも問題になってるのは議会報告会のあり方ってどうやって我々のやってることしたいんだとかっていう話になると、すごくみんな疑問符で悩みながらやってるのが現状らしいです。調べていくと、それが現状。だから、市民へのさらなる情報発信っていうのは、情報発信をする場をいっぱい作るのか、それとも発信する議会だよ

りをもっといっぱい増やすのか。或いはあとはSNSに拡散してくのか。あるいは何なんですか。その放送局を利用するっていう、ケーブルテレビだとか、そういったことも必要なのか、そういう考え方なのか、情報発信に努めるという我々の持っている情報をどんどん発信してください、そういうことに努めますっていう、どっちなのかっていうことをちょっと逆にお伺いしたい。私は、私たちも議員として持っている情報ってのは、例えば、議会の中でやってることは議会だよりでも出てますし、ただ委員会の分がなかなか議会だよりには出てこないというところぐらいで。あとは委員の、例えばさっき言った委員会で、議員間の討論がないから、我々はこんなことしましたっていうのが、情報発信には出せない。だから、本来は常任委員会で議会報告会の担当のそれぞれの委員が、担当委員会の議会報告をするんですけども、例えば私の言い方で申し訳ないんですけど。文教厚生委員長やったときには、議会報告会の内容は、できるだけ執行部が行ってきている施策等についての情報はあまり出さないと。その代わり、委員会の内容を説明するというふうなことに努めて務めたんですけども、それが普通、正解なのかなというふうに感じてるんです。

○矢口委員 今話し合いの内容っていうのは、ここに載せる文言の内容であるんで、今下村委員が言われようとしてる意図はすごく分かるんで。今ここでなんで書こうかってちょっとまとめたらどうでしょうか。私もさらなる情報発信っていうだけでちょっとちょっと物足りないんでもうちょっと具体的なことを今ここで決めて入れたらどうかなと思ったんです。委員長どうでしょうか。

○吉田委員長 そうですね。今お話いただきました評価それから代表的な理由意見。そこまではいいと思うんですね、そして検証結果のところ、今少し内容を書き加える、そういったところをちょっとしていきたいかなというふうにはちょっと思ったんですが、市民へのさらなる情報発信という中では、議会報告会、それが大きくあると思うんですね。その辺を調査研究をしていかなきゃならないし、また情報の発信ということで、あとは、私自身としては市民へのさらなる議会報告会のあり方、そして情報発信に努める、その文言を入れることによってちょっと、角度がついてくるのかなというふうにはちょっと感じた次第なんですけど。

○目黒委員 この文言ですと、何か情報を更にこう追い打ちかけるように積み込まれちゃうようなイメージなので、更なるっていうよりかは、分かりやすいとか、開かれたとか、そういうようなことも必要だと思いますし、あと説明責任を果たしたかっていうのもセットだと思うので、プラス、その文言についてもやっぱりわかりやすく説明しましたっていうことが必要なんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○下村委員 結果は、結局我々が、議員が何かをすることなんですよね。だから、具体的に何かちょっとやれるような文言がないと駄目かなと思うんです。抽象的では。というふうに感じます。

○吉田委員長 そうしますと、何かその具体的な言葉として御提示していただければありがたいと存じますが。

○島岡議長 皆さんの御意見も重々わかりますし、下村委員の心の中も少し前に委員長

やらせていただいて、議会運営をやる上、議会報告会やらしていただいた時のことを思い出して、気持ちはわかるなと思っているんですけど、実はつい先日ですか、ちょっと前に、県議会の方で、議会報告会をやったんですね。その時託児所を設けて、議会報告会を行いましたところ、すごく盛会で、今まで実は議会報告会ってのは、お年寄りが大分多くてその時間にもよって昼間やろうと思って1回、私のとき昼間やったんですけど全然人が来なかったんですけど、夜やるとやっぱり、本当に悩んでる世代の人たちがこれないということで、県議会の方ではそういうことをやったら大成功だったということをやっとお耳に入れておきたいなど。

○吉田委員長 ありがとうございます。いわゆるテーマがね、意見交換会という形で、そして市民が最も今求めている内容。そういったものを含んでの意見交換会っていうのが、議会報告会という中での意見交換会というところを重視して、今の議長のお話聞きますとそうしますと若い人たちが子連れでもやっぱり今私たちはここで悩んでると。それに対して、議員はどんなふう考えてるのか、考えを述べるという、決定権私どもは執行権はないので、そういったことをやっていくということはとても大事なのかなと今またお話を聞いてですね、改めて思いますので。そうしますと、この辺ちょっと文言についてですね。次長何か御提案というか、お考えがあれば、ちょっとお伺いできれば。

○天貝議会事務局次長 私の方でこちら記載したことで、今いろいろ議論が今されているところではありますけれども。気持ち的にこういろんな情報発信が必要だろうという思いからこういう表現になってしまったんですけども、おおむね達成できておりますので書かないというのも一つの方法。そして具体的なものを書くというお話もありましたけれども、議会報告会をどう運営するとか、議会報をどういうふうにするっていうことになりますと広報広聴委員会の所管になりますので、あまり具体的な記載はできないよということもありますので、ここオブラートに包んだような玉虫色の表現になってしまってるという状況がありますので、記載しないというのも一つの方法かと思えます。以上でございます。

○吉田委員長 今お話いただいたように、広報広聴委員会との関連。議会報告だったりというのが、その所管になりますので、そうしますと私としては、始めになりますけれども、しっかり細かいところについては、そういったところで揉んでいくという形をとらせていただいて、この文言で情報発信に努めるという内容で皆様が御理解していただければそれでよろしいかと存じますが、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○鈴木広報広聴委員長（副議長） 広報広聴委員会として、今、皆さんの議論を十分に踏まえて、委員会の方で、反映できるような形で、従来プラス、より良くなるように話し合っていきたいと思っておりますので、文言については、ただいま委員長さんが言ったような表現をしていただければ、具体的に縛られるよりはそちらの方が動きやすいので、そのようにお願いしたいと、この広報広聴委員長の立場としてのお願いでございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。副議長、広報広聴委員長としての立場からのお話でございましたので、皆さんそれで御理解いただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 よろしくお願ひいたします。それではただ今の10条から13条につきましては、この内容とすることにいたしますのでよろしくお願ひをいたします。続きまして14条及び15条の説明を願ひます。

○天貝議会事務局次長 はい続きまして14条です。こちらは市長等と議会との関係というものでございます。1項です。議会は二元代表制の下その役割を果たすため、市長等との健全な緊張関係の保持に努めたかということでございまして、おおむねの方がA Bの評価でございますので14条についての評価は十分達成できたというふうにしてあるものでございます。続きまして2項です。本会議における一般質問は一括質問一括答弁方式で行うほか、市政上の論点を明確にするため一問一答の方式で行うことができたかという項目に対しましては、評価が分かれておりまして、Aをつけた方が7名、その他、同じような2名3名というものでございます。これにつきましては、十分達成できた。最近、一問一答方式につきましてはやれる方が増えてきたということもございしますので、十分達成できたというふうに記載したものでございます。代表的な意見では内容に応じて一問一答方式でも今後行っていきたいというようなことを一応記載したというものです。続きまして第3項です。議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長または委員長の許可を得て議員の質問に対して反問することができたかということに対しては、大半の方が場面がなかったということで、D該当なしということでございます。こちらについては、反問権というものが付与されておりまして、議員が一般質問をした際に、執行部が議員の質問の趣旨や根拠、考え方を確認することということになってございまして、反問権を行使する場合には議長の許可を得てから行うというものでございます。これ運用上は、実際に答弁する執行部側が、登壇席に立って冒頭でこれはこういうことですよというようなことで確認してるのはよく見受けられるものでありますけれども、議長に反問権等を宣言してやることはなかなかないというような実情がありますけれども、似たようなことはやってるという事例は数多くあるんじゃないかならうかと思っております。続きまして15条。これは議員の文書による質問等ということで、第1項は議員は重要かつ緊急なものについて、閉会中に議長を通して市長等に対して文書による質問を行い、文書による回答を求めることができたかということで、Dの8名が場面がなかったということが多いんですけれども、これについてこの中で元議員の田子議員が、文書質問を一度行いました。そういった実績がありますので事務局としては十分達成できたというふうにしたものでございます。8名の方の結構前の話ですので回すお忘れになられたということなのかもしれません。そして2項です質問及び回答内容については全議員に周知するとともに市民に公表したかということでございますので、こちらもそのように行っておりますので事務局の方では十分達成できたでよろしいかと思っております。続きまして3項です。議会は市長との関係の透明性を図るため、議員から市長等に口頭による要請等があったときは、当該要請等に係る内容及び対応経過等を記載した文書を作成するよう、市長等に求めたか。求めたかということでございますので、これは篠塚議長の時に求めておりますので、事務局の方としては十分達成できたという評価にしてございます。説明は以上です。

○吉田委員長 御意見はございますか。

○下村委員 確認なんですけど。15条の文書によるってところの、参考でこれ市長に求めたのが今だ対応していない。今まで対応してないって、こういう意見があったんですか。意見が。これ、評価の理由意見等で。

○吉田委員長 Cで2名いるということですかね14パーセント。

○天貝議会事務局次長 先ほど申し上げましたように篠塚議長のときに実際に求めました。ただ、執行部側としてはなかなか運用が難しいということで、実現には至っておりませんが、執行部の方としては、議会側から議員からそういった要請があった場合には、おおむね記録はとってるだろうというような考え方でございました。以上でございます。

○下村委員 いまだに対応してないんじゃないかと、こういうふうな文書で出てきただけで、実際には対応はしてるのね。

○天貝議会事務局次長 議会側からの要請というのは、篠塚議長が口頭で行ってます。で、実際求めました。それに対して執行部からの具体的なアクションっていうのは特にありませんけども、なかなか運用が難しいっていう理由と、個々でやってるんだよということでございますので、正式には受けましたというのは特にはないということで、このような対応がないという表現になってるんだろうと思います。

○吉田委員長 なかなか最後の今の3項の最後のところに、経過等を記録した文書を作成するよう市長に求めたかって、このなかなかその文書で回答がっていうところが、なかなかちょっと難しい状況もあるのかなと、ちょっとこの辺の文言がありましてというところでこういう表現になってるという状況かなというふうに思います。その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それではないようでございますので、14条、15条も原案とおりといたします。それでは、16条から19条の説明をお願いします。

○天貝議会事務局次長 16条は市長の提案説明というところでございまして。これはですね、基本条例の5章の中でございますけれども、5章は議会と市長との関係の中の16条、市長の提案説明というところでございます。議会は、市長が提案する重要な政策について、政策水準を高めることに資するため、市長に対し、政策等の提案に至った背景。②他の自治体の類似する政策との比較検討、③総合計画との整合性、④関係法令及び条例等、⑤市民参加の実施の有無とその内容、⑥財源措置、⑦将来にわたるコスト計算について明らかにするよう求めたかにつきましては評価を割れてますが、ABで大方を占めてるということもございまして、評価ではおおむね達成できたとしたものでございます。続きまして2項です。議会は政策の提案を審議するにあたって、立案執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議に努めたかというものに対しまして、A、B、Cと評価されておりました、それぞれ5名6名3名というものでございました。下段の評価ではおおむね達成できたところでございます。17条、こちらはまた出てきましたけども議員相互の自由討議による

合意形成ということで、議会は合議制の機関であることを認識し、本会議委員会等において議案等の審議または審査をするにあたっては、合意形成に向けた自由討議を通じて、議員相互の議論を尽くすよう努め、意思決定したかというものに対しまして、Aが7、Bが2 Cが5名ということでございます。下の評価ではやはりなかなか本会議で等において実施されていないということから今後努力を要するとしてございます。代表的な意見としましても記載のとおり委員会では意見を述べるのができたけども本会議ではまだまだよということでございます。検証結果では本会議における議員相互の議論を尽くすよう努めるとしてございます。続きまして18条、議決事件の追加です。議会は議事機関として機能を強化のため、法第96条第2項の規定に基づく、議会の議決すべき事件の追加について、積極的に検討したかということでございまして、これに対する評価も割れてございます。Aが4名、Bが1名、C6名、D3名ということでございますので、今後努力を要するという評価にしてございますが、これについては実際に議決追加すべきような事件がおそくなかったのではないかなという感じもしますので、個人的には該当なしでもよろしいのかなというふうには感じてるところです。そういったこともありまして右の検証結果では追加すべき事件があれば随時検討しますということにしております。第19条です。政策討論会。議会は市政に関する重要な政策及び課題の認識を共有し議論を深めるため、必要に応じて政策討論会を行い、政策提言に努めたかということでございまして、プレミアム商品券の討論をしてございますので、こちらは十分達成できたでよろしいかと考えてございます。説明は以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。委員の皆様からございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 私の方からで、ただ今の18条の1項なんですけれども、議会は議事機関として機能強化のため、法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件の追加にて積極的に検討したか。これ、議会の議決すべき事件の追加とあるんですけれども。これが、なかったということですよ。次長すいません。この事件はなかったということですよ。

○天貝議会事務局次長 重要な政策がある場合には、議決事件に追加してもよろしいかと思えますけれども、現状では、総合計画については議決権に追加されてるということもありますので、必要だと判断されるものがなかったと、4年間ではということなんだろうと思います。

○吉田委員長 ありがとうございます。それで評価が、今後努力を要するという努力を要するという文言について、そして追加すべき事件があれば随時検討すると。研修結果がこうなっているので、評価の今後努力を要するということで、よろしいですかね皆さんそれでよろしければ。Aが29パーセント。Cが43パーセントあるということは、ですね。特になければ、この表記でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは、16条から19条についても、この原案とおりました。はい。続きまして20条から24条、大変恐縮でございますがちょっとお昼にかかりま

すが、よろしいですかこのままちょっと。よろしいですかね。ここの案件ともう一つございしますが、続けてよろしければ、そのまま続行させていただければと存じますが、皆様、大丈夫でしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは。20条から24条の説明をお願いします。

○天貝議会事務局次長 はい。それでは第20条、議員研修です。3項目ございまして1項が、議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため一般選挙を経た任期開始後、速やかに議員研修を行ったかということでございます。これに対しては10名の方がA評価ということでございますので、下段では十分達成できたとしてございます。2項、議会は議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めたかということでございます。A、Bそれぞれ7名ずつということでございますのでおおむね達成できたとしたものです。3項、議会は議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めたかということでございまして、Aが6名Bが8名でございますので、おおむね達成できたとして記してございます。続きまして21条議会事務局の体制整備ということで、議会は政策形成、立案を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るため、専門的能力の養成に努めたかという項目に対しましては、Aが6名、Bが5名、Cが3名というものでございます。つきましては評価はおおむね達成できたとしたところでございます。22条、議会図書室につきましては、議会は議員の調査研究及び政策形成立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるとともに適正に管理し及び運営したかということでございまして、Aが8名、Bが4名、Cが2名ということですが、図書購入希望については常任委員会から出してもらおうような仕組みにして変えて参りましたので、事務局長は十分達成できたんじゃないかというふうに考えてございます。23条議員定数です。こちらは議員定数の改正にあたっては、他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮するとともに、市民の意見を考慮し検討したかということでございまして、D評価が11名と多いということで、該当なしと。理由については議員定数改正についての議論がなかったというものです。24条は、議員報酬の改正にあたっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮した上で検討したかということでございますけれども、やはりこの期間には議論されてないということで該当なしという評価になっております。説明は以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。御意見ございますでしょうか。

○下村委員 21条、議会事務局の体制整備については、ほとんどよくこれ、A、B、Cと出てきたなと思うんですけども、意外と分からない人が多いんじゃないかと思うんですよね。私はそういうふうを感じるんです。次長に逆にお伺いしたいんですけど、21条の部分だけは、このアンケートに入れたいいけないんですか。入れなければいけない入れない、入れなくてもいいどちらなんですか。

○天貝議会事務局次長 21条については、前回のアンケートについても行ってございまして、現在もその結果がホームページに載っておりますので、抜く理由がちょっとなか

ったということで、今回含めてますけれども、これについては法務機能の充実強化と書いてありますとおり、今事務局に法務担当した経験のある方に1名来てもらってますので、今後もこれを維持したいというふうに事務局でも考えておりますので、一応私の気持ちとして、今後も事務局体制強化に努めるというふうにしたところでございます。

○**下村委員** ありがとうございます。本来、議員はね、本来はチーム議会と言われてさ、最近は言われてるぐらい、事務局と議会の議員が一緒になってね、政策立案、いろんなことを事務局から支援をいただかないとできないことがたくさんあるんで。本来は法務的なもの、調査、法務、こういったものをきちっとね、充実して強化していただきたいというのが、本音なんですけども、なかなかそれを活用できないっていうのかな私たちがね、そういうふうに私は思っております、ここが前回入ってたから入れると、あまり、浮き彫りにならない方がいいのかなというところもありましたんで。でも一生懸命ね、やっていただいているのは間違いございませんので、良い評価になれるよう、私たちも一緒にやっていきたいなと思います。私は意見です。以上です。

○**吉田委員長** ありがとうございます。その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長** ないようでございますので、20条から24条まで、原案とおりの可決をいたします。それでは基本条例の検証は以上でございますが、まとめた対応策を今期4年間運用して、なお改善が必要な場合は、条例の改正を含めて改めて協議を行うことになろうかと存じますが、何か御質問はございますか。これでよろしければよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長** 御意見もないようですのでそれではこの件につきましては、ここまですまして22日の全員協議会で、本日の結果について私から報告をさせていただきますので、何卒よろしくお願いをいたします。次に、協議事項2発言の閉じ取り消しについて協議をお願いいたします。これは古沢議員から議長へ6月12日の本会議での一般質問における発言の一部について発言の取消し申出書の提出があったものでございます。事務局から説明を願います。

○**天貝議会事務局次長** はいそれでは資料の2をお開き願います。古沢議員から提出した申出書になりまして一番の取り消すべき発言という記載のところですけども、常名運動公園に係る質問の中で、古沢議員が発言した部分です。このアンダーラインの部分、こちらを削除をさせていただきたいという申し出でございます。この部分を削除しましても、その前後繋がりには問題ないと思いますので、その旨発言の取り消しを行って参りたいと思います。理由につきましては記載のとおり不適当な発言だったということでございます。これにつきましては、22日の全員協議会で全議員に報告した上で、最終日に発言取り消し許可を、の議決を行うというものでございます。説明は以上です。

○**吉田委員長** 委員の皆様から、ただいまの説明について、御意見ございますでしょうか。

○**田中委員** ジェイコムで今放送されてると思うんですけど、ちょっと古沢さんの見た

わけではないんですけど、そこでもカットされてるんですか。

○天貝議会事務局次長 発言の取り消しの議決を行わないと、取り消しができないということでございまして、ジェイコムの方はもう放送日が決まっておりますので、間に合わなかったということでございますので、そのまま流れてございます。

○吉田委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○吉田委員長 それでは、その他ないようでございますので、事務局から説明がありましたように、最終日の全員協議会で報告した上で、発言の取消し許可を行うということでございでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは22日の全員協議会で報告した上で、本会議にて発言の取消し許可を行います。

○吉田委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありますか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 全員協議会で同じ資料を出しますけれども、発言の取消し、取り消す分アンダーラインの部分につきましては、後ほど黒塗りにして差し替えさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○吉田委員長 黒塗りの状況になるということでございます。この部分については非公表といたします。そのほかなければ、全ての資料を公表とさせていただきます。それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。